

富山市体育協会自動販売機設置事業者選定プロポーザル実施要領

1. 目的

本実施要領は、富山市体育協会自動販売機の設置において書類審査型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により事業者を選定するために必要な事項を定める。

2. 概要

- (1) 件 名 富山市体育協会自動販売機設置事業者選定プロポーザル
- (2) 内 容 別紙業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 設置期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

※一部施設について、期間短縮の可能性あり

(4) 対象施設及び設置台数

- ① 設置台数及び配置は、既存の配置状況を参考に提案することとし、設置候補者との協議によって決定します。
- ② 対象施設及び既存の設置台数等（別紙-1）
- ③ 既存の配置図（別紙-2）

3. 担当部署

公益財団法人富山市体育協会 事務局 管理係（担当 本田）

所在地 〒930-0805富山県富山市湊入船町12番1号
富山市総合体育館2階

電話：076-432-1117 FAX：076-433-7474

E-mail:kanri@taikyou-toyama.or.jp

4. 選択方式

書類審査型プロポーザル方式

5. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人、団体又は個人に限り応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 令第167条の4第2項の適用を受ける者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号から第4号までに該当する者でないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 役員等（応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。
- ② 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ⑥ 役員等が相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者。
- (5) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ① 法人の場合は、富山市内に本店、支店又は営業所を有すること。
 - ② 個人の場合は、富山市内に居住し業を営んでいること。
 - ③ 団体の場合は、地元住民や利用者と組織するなど、市長が特に認める団体で、主たる事務所を富山市内に有すること。
- (6) 市町村税を滞納していない者であること。
- (7) 別紙仕様書の各項目及び提案する計画内容を確実に実行できる者であること。

6. 実施スケジュール

項目	期日等
公募開始	令和5年1月10日(火)
質問受付開始	令和5年1月10日(火)
質問受付終了	令和5年1月16日(月)
質問回答(最終)	令和5年1月19日(木)
提案書受付開始	令和5年1月23日(月)
提案書受付終了	令和5年1月31日(火)
結果通知(予定)	令和5年2月7日(火)

※予定であり変更になる場合があります。

7. 質問及び回答

(1) 質問内容

本プロポーザルに関する質問は、企画提案(業務実施に係る質問を含む。)に関する事項に限るものとし、評価、審査及び提案すべき内容に関する質問は受け付けない。

(2) 質問受付終了

令和5年1月16日(月)17時まで

(3) 質問方法

質問書(様式2)を使用して、電子メールで質問すること。

① 電子メール以外の質問は受け付けない

② 電子メールの標題は以下のとおりとすること。

「企画提案に関する質問」

③ 電子メールには、会社名、担当者氏名及び連絡先を明記すること。

(4) 質問先

「3. 担当部署」に提出

※送信後、必ず電話による着信確認を行うこと。

(5) 回答方法

回答は当協会ウェブサイトにて公開し、令和5年1月19日(木)17時00分を最終更新とする。

※質問者毎への回答は行わない。

※質問者の会社名、担当者氏名及び連絡先等は公開しない。

※企画提案は、随時更新される回答内容を踏まえて行うこと。

8. 企画提案

本プロポーザルに提案を行おうとする者は、企画提案書を提出すること。

※本プロポーザルの公募に関する資料等は、当協会ウェブサイトからダウンロードが可能。

(1) 提出書類

企画提案書(様式1)

① 社名の下部に発行責任者の役職、氏名を記載すること。発行責任者は、役職に関わらず提案書類を発行するにあたり責任のある者とし、担当者と同一人物でも構わない。

② 仕様書の目的、業務内容を踏まえ、具体的に記載すること。

提案書はA4縦サイズ(ページ数、モノクロ、カラーは指定なし)、横書きとする。

(2) 提出期間

令和5年1月23日(月)から令和5年1月31日(火)まで

(3) 提出方法

メールによるデータ提出

(4) 提出先

「3. 担当部署」

9. 企画提案書等の審査及び審査結果の通知

(1) 審査

書類審査を実施する。審査は、富山市体育協会自動販売機設置事業者選定委員会(以下「委員会」という。)が企画提案書等の内容評価を行い、最高点を得た者を契約の相手方の候補者として決定する。

ただし、審査評価点の合計が、満点の6割に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。最高点の者が2者以上となった場合は、委員会で協議し、決定するものとする。

(2) 提案

提案者が1者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、前項の(1)のとおり審査評価点の合計が、満点の6割に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。

(3) 審査基準

別紙-3「富山市体育協会自動販売機設置事業者選定審査基準」のとおりとする。

(4) 結果通知

令和5年2月7日(火)(予定)に審査を実施した全提案者に対し、企画提案書に記載された電子メールアドレスに結果を通知する。

(5) 結果に関する問い合わせ

審査において選定されなかった提案者は、審査結果について令和5年2月15日(水)17時までに書面(様式自由)にて説明を求めることができる。

10. その他の留意事項

(1) 提案者からの提案は1案とする。

(2) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。

(3) 本プロポーザルに要する経費は、すべて提案者の負担とする。

(4) 提出書類はこのプロポーザル以外の目的には使用しない。

(5) 次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルの参加を無効とする。

① 「5. 参加資格」要件を結果通知までに満たさなくなった場合

② 関係法令等に違反した場合

③ 必要な提出書類が提出期限までに提出されなかった場合

④ 提出書類に未記入などの不備がある場合

⑤ 提出書類に虚偽の記載があった場合

⑥ その他、本実施要領の記載事項を遵守しない場合

⑦ 本プロポーザルは、本業務の契約の相手方となる候補者を選定するものであり、提案した内容は契約書に反映させるものとする。

ただし、提案した内容を契約書に反映できない場合は、次点者を契約の相手方候補者とする場合がある。

⑧ 本プロポーザルの仕様書は、企画・提案能力のある事業者を選定するため、詳細な仕様は、本業務の契約締結後に当協会と事業者が協議を行ったうえで定めるものとする。

⑨ 審査結果に対する異議申し立てはできないものとする。

富山市体育協会自動販売機設置事業者選定プロポーザル仕様書

1. 設置期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで(3年間)

※身体障害者体育センターの現指定管理期間は、令和6年3月31日で終了となるが、指定管理期間の延長について現段階では未確定のため、指定管理の終了と同時に当該施設の自動販売機設置契約も終了とする。

2. 対象施設及び設置台数

- (1) 設置台数及び配置は、既存の配置状況を参考に提案することとし、設置候補者との協議によって決定
- (2) 対象施設及び既存の設置台数等(別紙-1)
- (3) 既存の配置図(別紙-2)

3. 自動販売機の設置条件等

- (1) 設置する自動販売機は、可能な限りユニバーサルデザインの機種を提案すること。
- (2) 自動販売機を設置する際は、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。日本産業規格(JIS)の据付基準又は一般社団法人日本自動販売システム機械工業会作成の自動販売機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止措置を講じること。ただし、アンカーボルト等床材を傷つける方法でないものとする。
- (3) 自動販売機付加価値の提案
 - ① ユニバーサルデザイン、災害ベンダー、CSR、環境対策、機能上の特徴(ICカード対応等)、当協会が主催するイベントへの協賛、災害備蓄の協賛などについて具体的に記載すること。
 - ② 当協会が実施するスポーツ事業への協賛については、契約期間の各年度単位で記載すること。
- (4) 設置場所等
 - ① 既存の設置場所からの変更や自動販売機の増設、取扱商品の変更なども提案してよいものとし、設置場所を変更、増設する場合は、配置図等により設置場所を明示するものとする。ただし、富山市(富山武道館については富山県)が行政財産使用を許可しない場合は増設できないものとする。
 - ② 設置可能な自動販売機の大きさは、概ね1㎡とする。ただし、既存設置個所等に余裕がある場合は、1㎡を超える機種を提案することを可能とする。

- (5) 電力使用量計測用メーターを設置し、メーターは使用期限経過前に更新する。設置、更新費用ともに設置者が負担する。
- (6) 自動販売機のラッピングデザインは、施設のイメージを損なわないようなデザインとすること。

4. 取扱商品及び販売価格

- (1) 取扱商品は、(別紙 - 1)を参考とし、売上向上につながる提案をすること。ただし、ガラス製の容器に入ったもの及び酒類、たばこ、麺類の販売は不可とする。
- (2) 販売価格は、標準販売価格(メーカー小売希望価格)以下とし、売上向上のための値引き策などがあれば提案すること。
- (3) 取扱商品は、缶、ペットボトル、紙の密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、清涼飲料等の飲料と、スナック、食品、健康補助食品、アイスクリームとする。常にお客様のニーズを把握し、売れ筋商品を取り扱うこと。
- (4) 自動販売機での取扱商品については当協会の意向を踏まえた内容とし、複数台が同一のスペースに設置されている施設においては設置台数の半数以上はミックスベンダーもしくは異なるメーカーの商品とすること。

5. 商品及び自動販売機の管理責任

- (1) 商品の品質管理及び自動販売機の衛生管理について具体的な措置を提案すること。
- (2) 販売する商品は、食品衛生法等の各種法令を遵守し、品質管理等に万全を期すこと。
- (3) 商品の補充及び容器等回収とその処分について具体的に提案すること。
- (4) 自動販売機に併設して商品の容器(缶・ペットボトル等)の種類に応じた空容器回収箱を設置し、各種法令を遵守して適切に回収及び処理すること。
- (5) 回収箱状況を把握して適切に回収及び周辺の清掃に努めるとともに、商品の欠品がないよう補充を随時行うこと。設置施設からの回収及び補充の指示があった場合は迅速に対応すること。
- (6) 自動販売機の故障やトラブル等による対応のため、自動販売機本体に連絡先を明記し、対応方法及び対応可能な時間帯等について記載すること。
- (7) 偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めること。
- (8) 一般社団法人日本自動販売システム機械工業会作成の自販機堅牢化基準を遵守し、防犯対策を講じること。
- (9) 盗難や破損、故障があった場合は、速やかに代替機を設置すること。

6. 設置者の費用等の負担

- (1) 自動販売機の設置、営業、撤去、施設の原状回復に関する費用
- (2) 設置に係る行政財産使用料相当額(当協会の請求に基づき納入すること)
- (3) 売上数に応じた手数料

※手数料率は消費税を含むものとし、提案は取扱商品(缶・ペットボトル、アイスクリームなど)ごとに行うこと

- (4) 自動販売機の営業に伴う電気料相当額
- (5) その他設置により費用が発生するもの

7. 引継業務

設置事業者の変更にあたっては、速やかに新旧設置事業者において自動販売機の入替に関する協議を行い、スケジュール等について当協会に報告し、承認を得ること。なお、利用者の利便性を損なわないよう配慮すること。

8. その他

- (1) 自動販売機の売上は毎月月末で締切り、翌月10日までに売上本数、売上金額、手数料額、電気料を記載した報告書を当協会に提出すること。また、その報告書に基づいて締切月の翌月20日までに手数料を当協会の指定口座に振り込むこと。ただし、電気料は最長でも4半期ごとに当協会の指定口座に振り込むこと。
- (2) 設置場所施設に係る工事や設備点検、全館貸切行事等、都合により一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。
- (3) この仕様書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度設置者と当協会での協議のうえ、定めるものとする。

公益財団法人富山市体育協会

事務局管理係(担当 本田)

電話 432-1117

No.	施設名	設置場所	種類	R3売上 本数	開館期間	R4行政財産 使用面積 (㎡)	R4行政財産 使用料 (円)	R3利用者数 (人)	電気契約 種別等	R3自販機 電力量実績 (kwh)
1	東富山体育館	ロビー	缶・ペット	7,422	通年	1.5	9,810	42,676	業務用 電力	873
2	市民球場	1階(事務所裏)	缶・ペット	18,578	通年	6.01	44,020	79,339	業務用 電力	6,192
3	市民球場	1階(事務所横)	缶・ペット		通年					
4	市民球場	1階(ライトホール)	缶・ペット		通年					
5	市民球場	2階 (1塁側コンコース)	缶・ペット		通年					
6	市民球場	2階 (3塁側コンコース)	缶・ペット		通年					
7	市民球場	屋外 (駐車場トイレ横)	缶・ペット		通年	2.25				
8	市民球場	屋外トイレ前・左	缶・ペット		通年					
9	東富山温水プール	屋外	アイス	7,653	通年	2.63	12,290	59,893	業務用 電力	3,745
10	東富山温水プール	ホール	缶・ペット		通年					
11	体育文化センター	1F玄関ホール	缶・ペット	9,905	通年	4.54	22,310	66,007	業務用 電力	3,637
12	体育文化センター	1F自販機コーナー	缶・ペット		通年					
13	体育文化センター	ロビー	缶・ペット		通年					
14	体育文化センター	1F手洗い前	缶・ペット		通年					
15	2000年体育館	自販機コーナー	缶・ペット	9,250	通年	2.51	19,910	56,652	業務用 電力	2,295
16	2000年体育館	自販機コーナー	缶・ペット		通年					
17	身障者体育センター	玄関前	缶・ペット	2,219	通年	1.23	5,390	19,586	従量 電灯C	1,182
18	富山武道館	ロビー	缶・ペット	5,247	通年	2.12	7,478		業務用 電力	1,663
19	富山武道館	ロビー	缶・ペット		通年					
20	大山社会体育館	ホール	缶・ペット	3,237	通年	1.54	13,610	61,976	業務用 電力	969
21	大山総合 体育センター	ロビー	缶・ペット	2,091	通年	1.35	12,040		業務用 電力	1,661
22	アイザック スポーツドーム	ポーチ東	缶・ペット	13,457	通年	3.79	34,150	59,329	業務用 電力	2,811
23	アイザック スポーツドーム	ポーチ東	缶・ペット		通年					
24	アイザック スポーツドーム	自販機コーナー	缶・ペット		通年					
25	花木体育センター	ロビー	缶・ペット	2,442	通年	1.31	7,270	31,022	業務用 電力	1,136
26	東富山運動広場	管理棟前	缶・ペット	2,513	3～12月	1.57	2,270	27,188	業務用 電力	405
27	屋内ゲートボール場	管理棟廊下	缶・ペット	867	通年	1.21	5,810	8,286	従量 電灯C	1,133

○業務用電力

電力量料金

27.06(円/kwh)

○従量電灯C

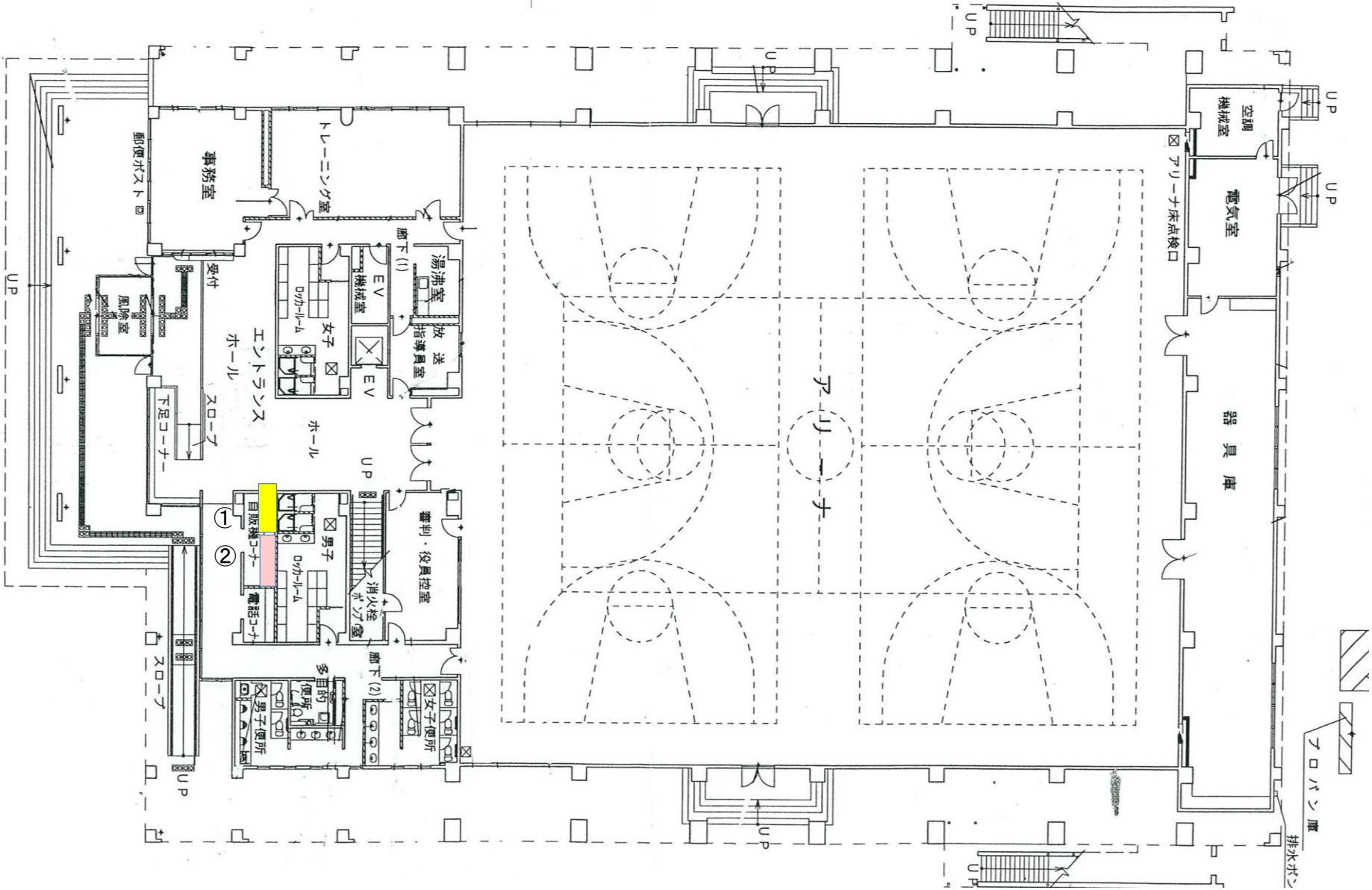
電力量料金(円/kwh)

最初の120kwhまで
29.82120kwhをこえる300kwhまで
36.37300kwhをこえる
39.27

※上記料金に3.45円(再生可能エネルギー)をプラスして計算する

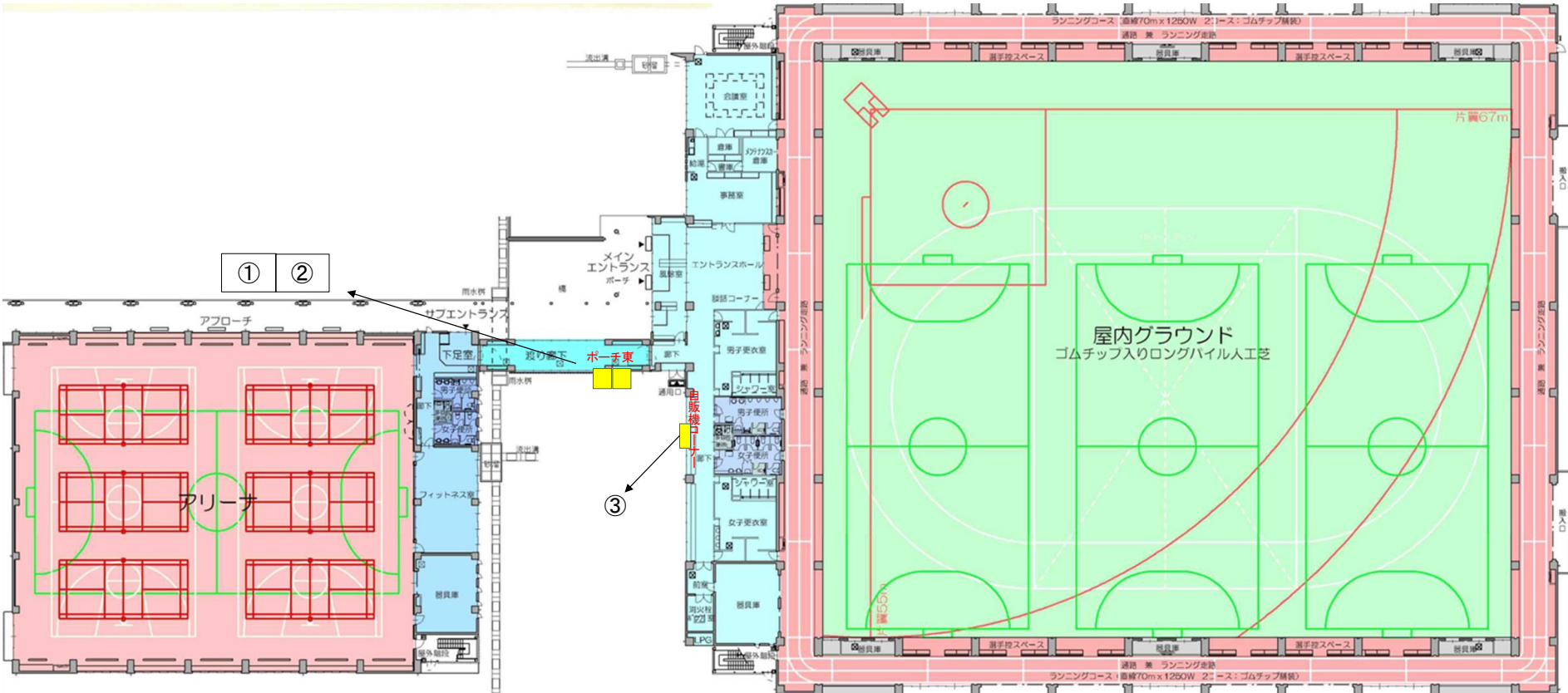
※電気料金の改定に準じる(再生可能エネルギーは毎年5月1日改定)

富山市2000年体育館 自動販売機設置台数 2台(2.51㎡)



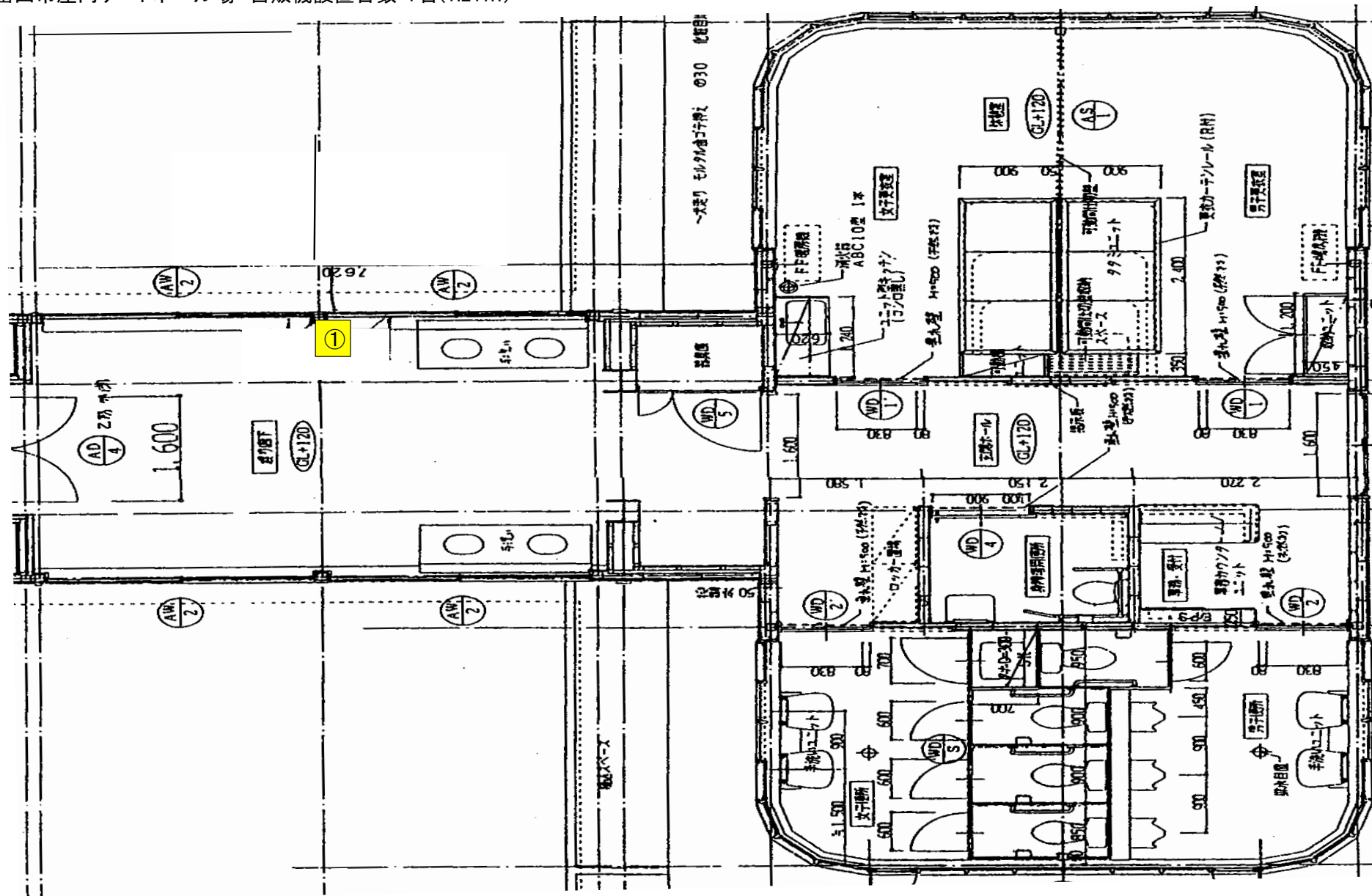
自販機No.	メーカー	自販機使用面積(㎡)	ゴミ箱使用面積(㎡)	計(㎡)	使用面積合計(㎡)
①	大塚	0.95	0.21	1.16	2.51
②	サントリー	1.14	0.21	1.35	

アイザックススポーツドーム(富山市屋内競技場) 自動販売機設置台数3台(3.79㎡)



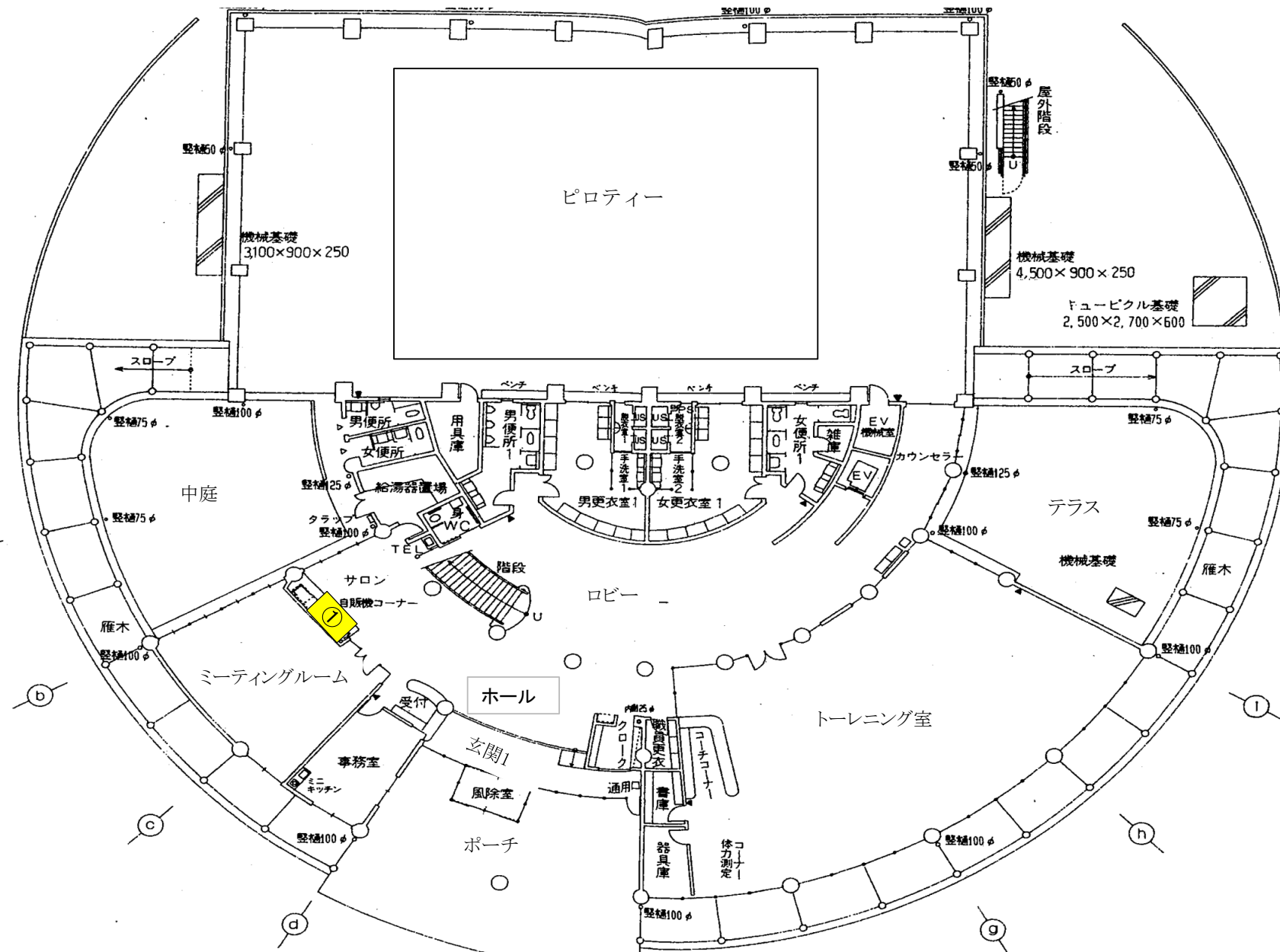
自販機No.	メーカー	自販機使用面積 (㎡)	ゴミ箱使用面積 (㎡)	計 (㎡)	使用面積合計 (㎡)
①	アサヒ	0.95	0.21	1.16	3.79
②	キリン	0.95	0.21	1.16	
③	サントリー	1.05	0.42	1.47	

ホール



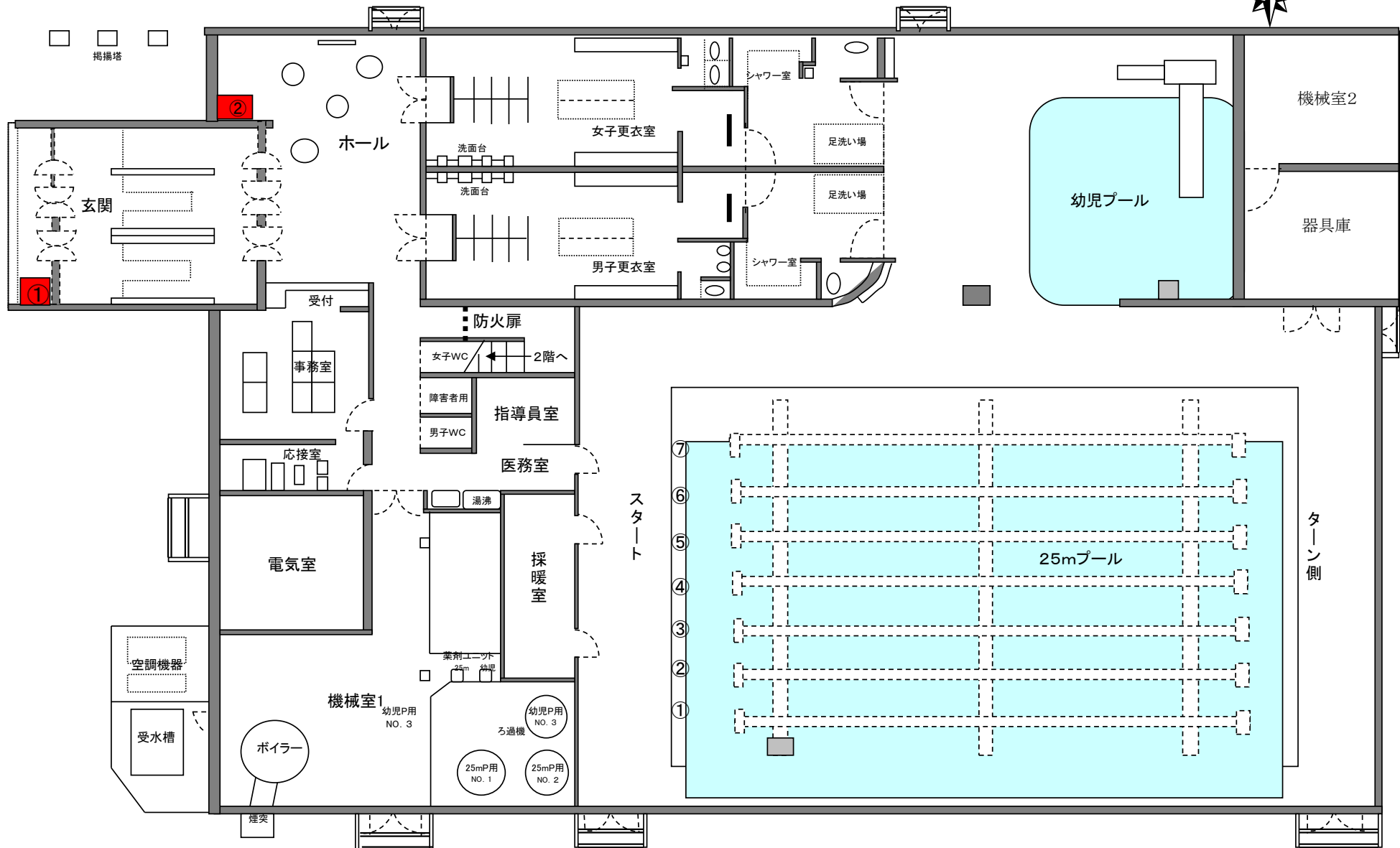
自販機No.	メーカー	自販機使用面積(㎡)	ゴミ箱使用面積(㎡)	計(㎡)	使用面積合計(㎡)
①	大塚	0.79	0.42	1.21	1.21

富山市大山総合体育センター 自動販売機設置台数1台(1.35㎡)



自販機No.	メーカー	自販機使用面積(㎡)	ゴミ箱使用面積(㎡)	計(㎡)	使用面積合計(㎡)
①	大塚	0.93	0.42	1.35	1.35

富山市東富山温水プール 1階平面図
自動販売機設置台数 2台 (2.63㎡)



自販機No.	メーカー	自販機使用面積 (㎡)	ゴミ箱使用面積 (㎡)	計 (㎡)	使用面積合計 (㎡)
①	グリコ	0.85	0.21	1.06	2.63
②	麒麟	1.15	0.42	1.57	

富山市花木体育センター

自動販売機設置台数 1台 1.31(㎡)

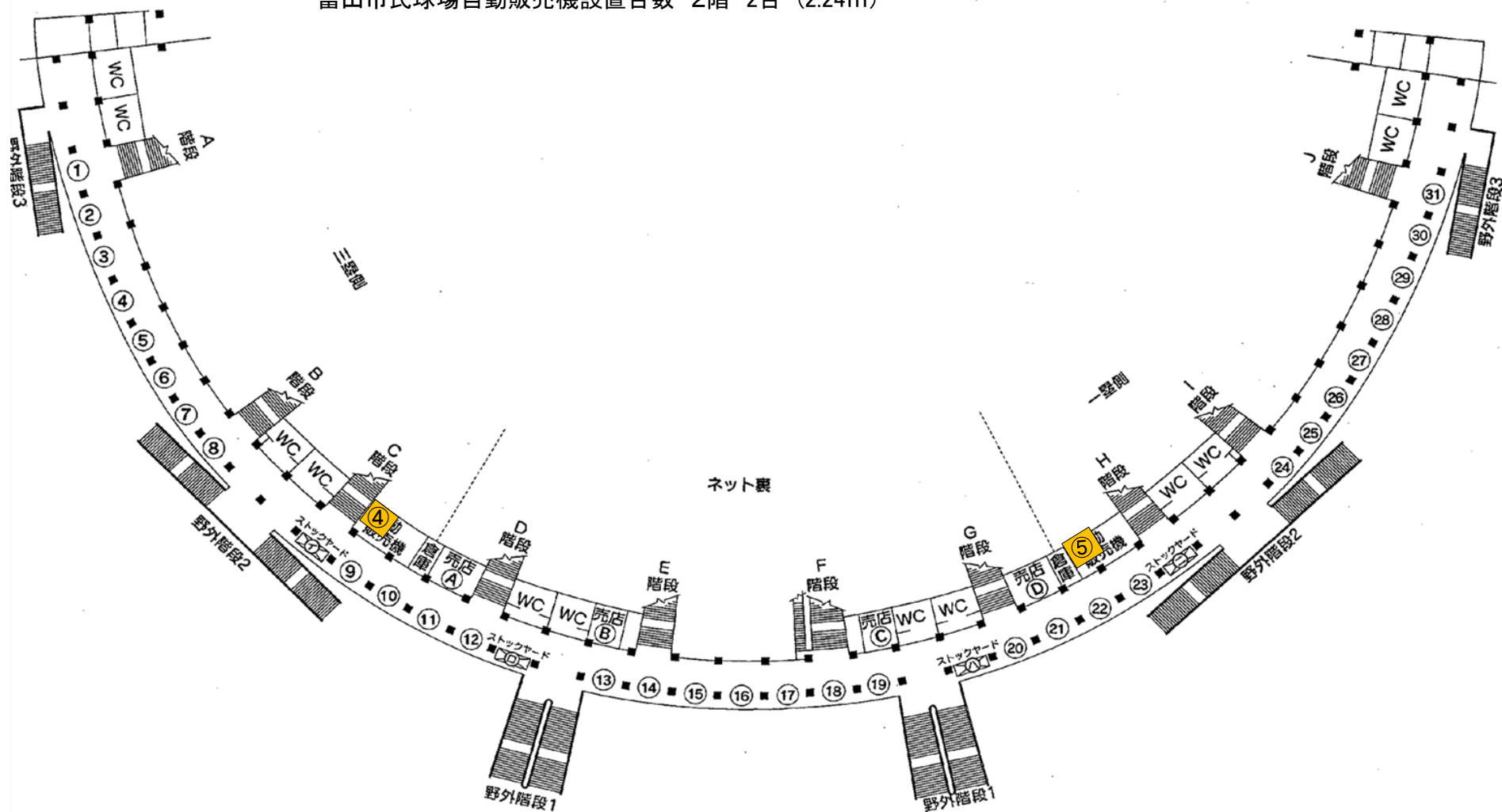


自販機No.	メーカー	自販機使用面積(㎡)	ゴミ箱使用面積(㎡)	計(㎡)	使用面積合計
①	大塚	0.89	0.42	1.31	1.31

富山市民球場自販機設置台数1階 3台 (3.86㎡)

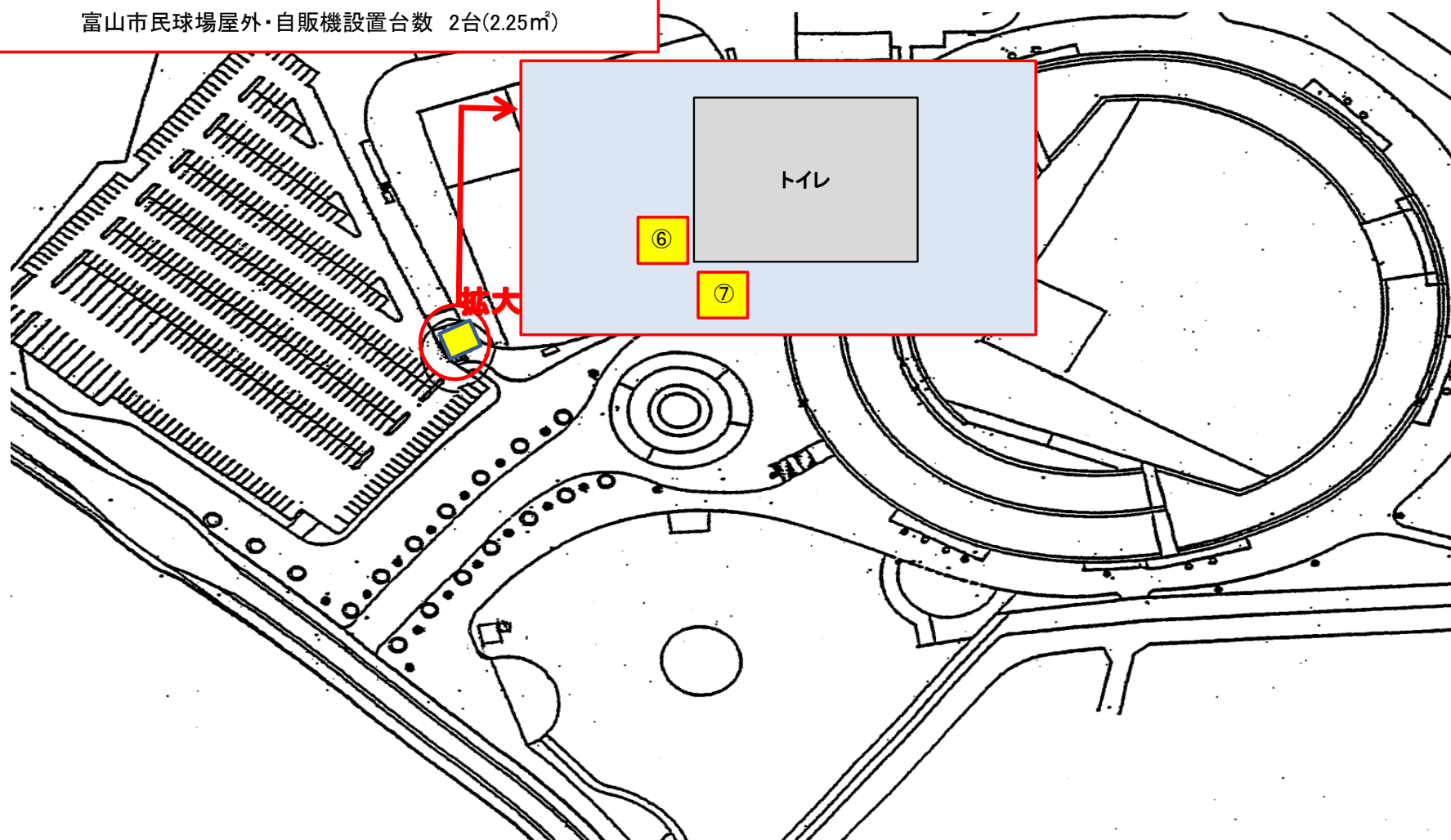
自販機No.	メーカー	自販機使用面積(㎡)	ゴミ箱使用面積(㎡)	計(㎡)	使用面積合計(㎡)
①	アサヒ	1.08	0.21	1.29	3.86
②	キリン	0.95	0.21	1.16	
③	アサヒ	0.99	0.42	1.41	

富山市民球場自動販売機設置台数 2階 2台 (2.24㎡)



自販機No.	メーカー	自販機使用面積(㎡)	ゴミ箱使用面積(㎡)	計(㎡)	使用面積合計(㎡)
④	アサヒ	0.95	0.21	1.16	2.15
⑤	大塚	0.78	0.21	0.99	

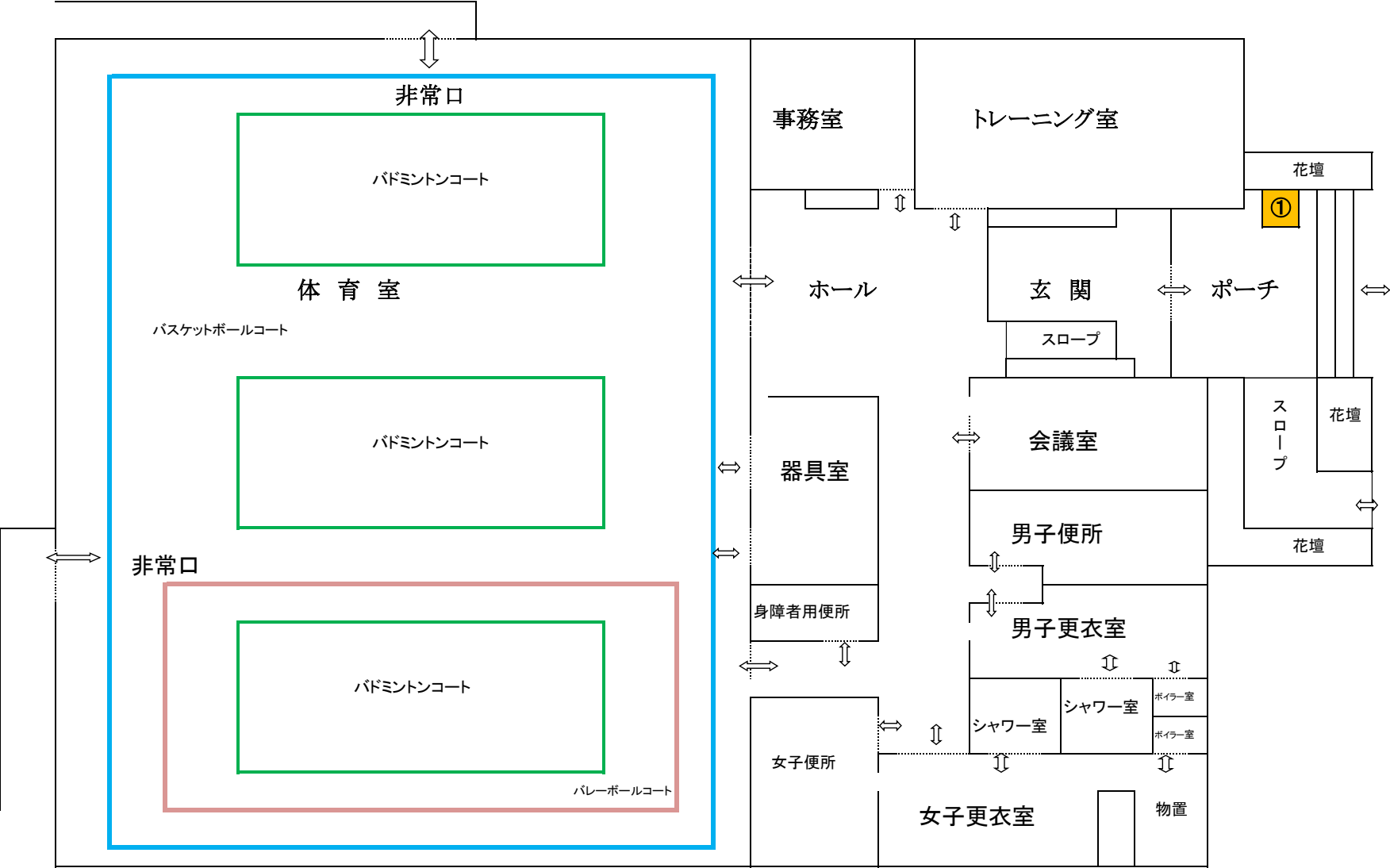
富山市民球場屋外・自販機設置台数 2台(2.25㎡)



自販機No.	メーカー	自販機使用面積(㎡)	ゴミ箱使用面積(㎡)	計(㎡)	使用面積合計(㎡)
⑥	大塚	0.74	0.21	0.95	2.25
⑦	サントリー	1.09	0.21	1.30	

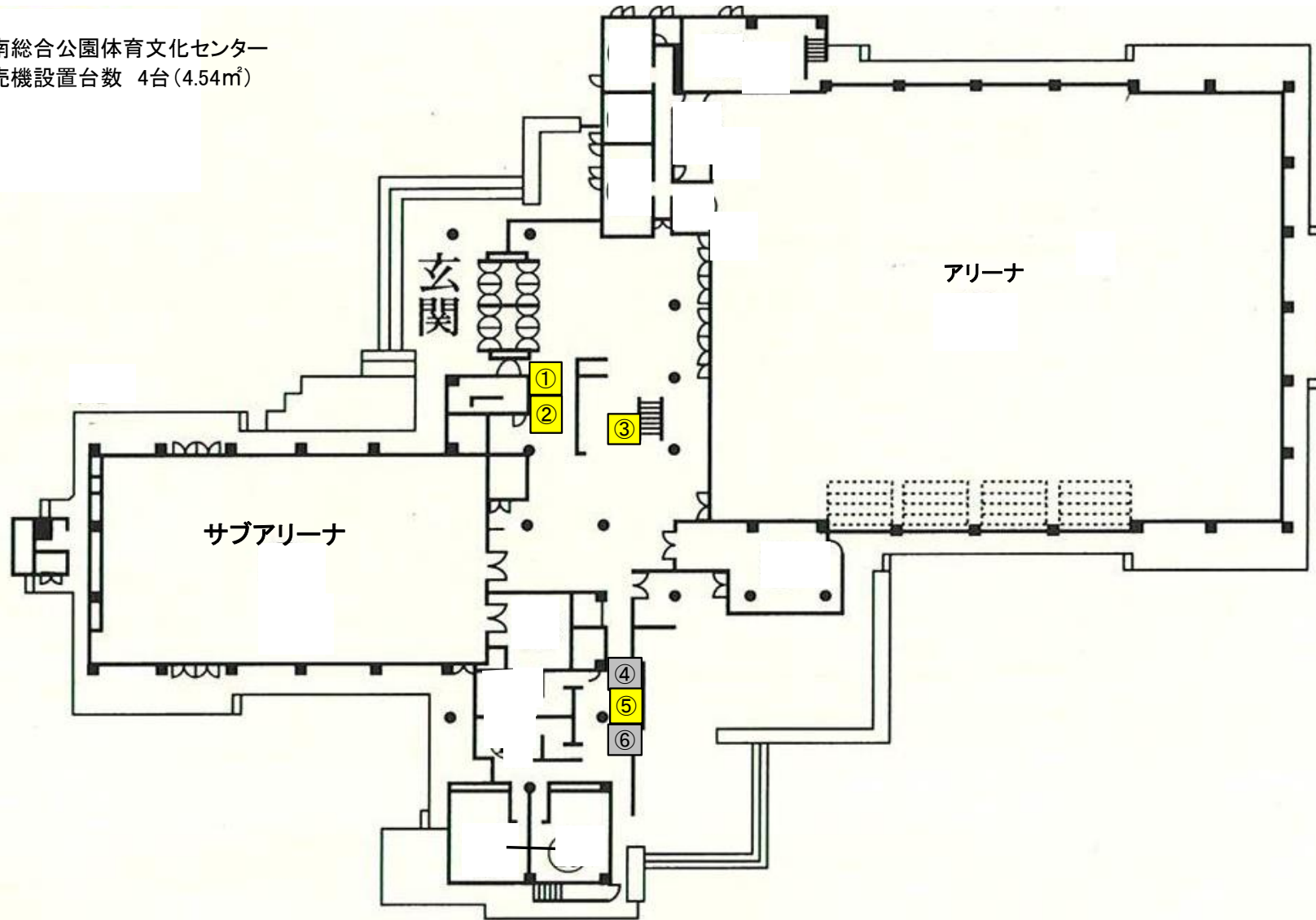
富山市勤労身体障害者体育センター

自動販売機設置図 1台 (1.23㎡)



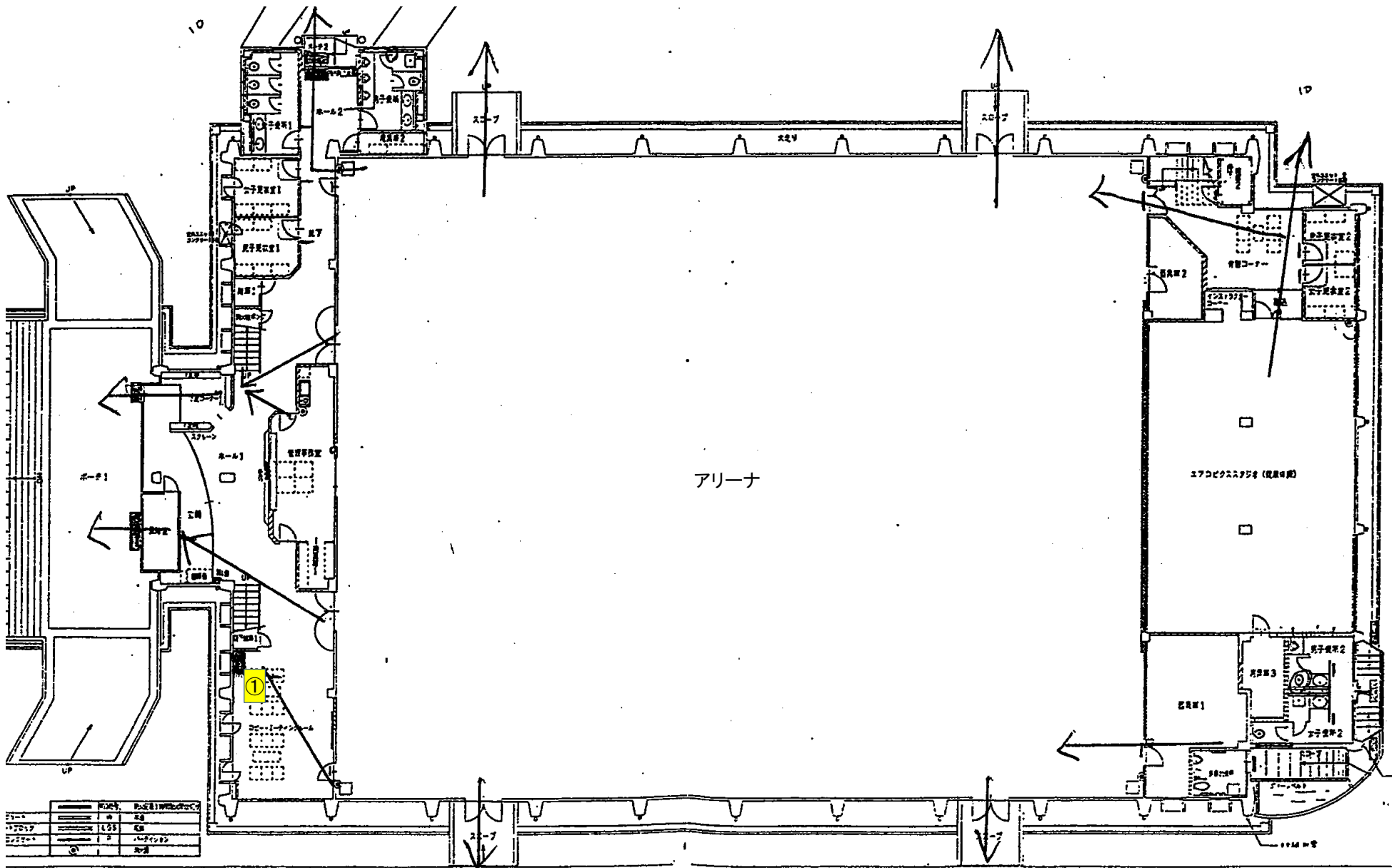
自販機No.	メーカー	自販機使用面積 (㎡)	ゴミ箱使用面積 (㎡)	計 (㎡)	使用面積合計 (㎡)
①	大塚	0.81	0.42	1.23	1.23

富山市南総合公園体育文化センター
自動販売機設置台数 4台(4.54㎡)



自販機No.	メーカー	自販機使用面積(㎡)	ゴミ箱使用面積(㎡)	計(㎡)	使用面積合計(㎡)
①	アサヒ	0.99	0.21	1.20	4.54
②	大塚	0.89	0.21	1.10	
③	麒麟	0.95	0.21	1.16	
④	福祉団体設置のため対象外				
⑤	アサヒ	0.87	0.21	1.08	
⑥	福祉団体設置のため対象外				

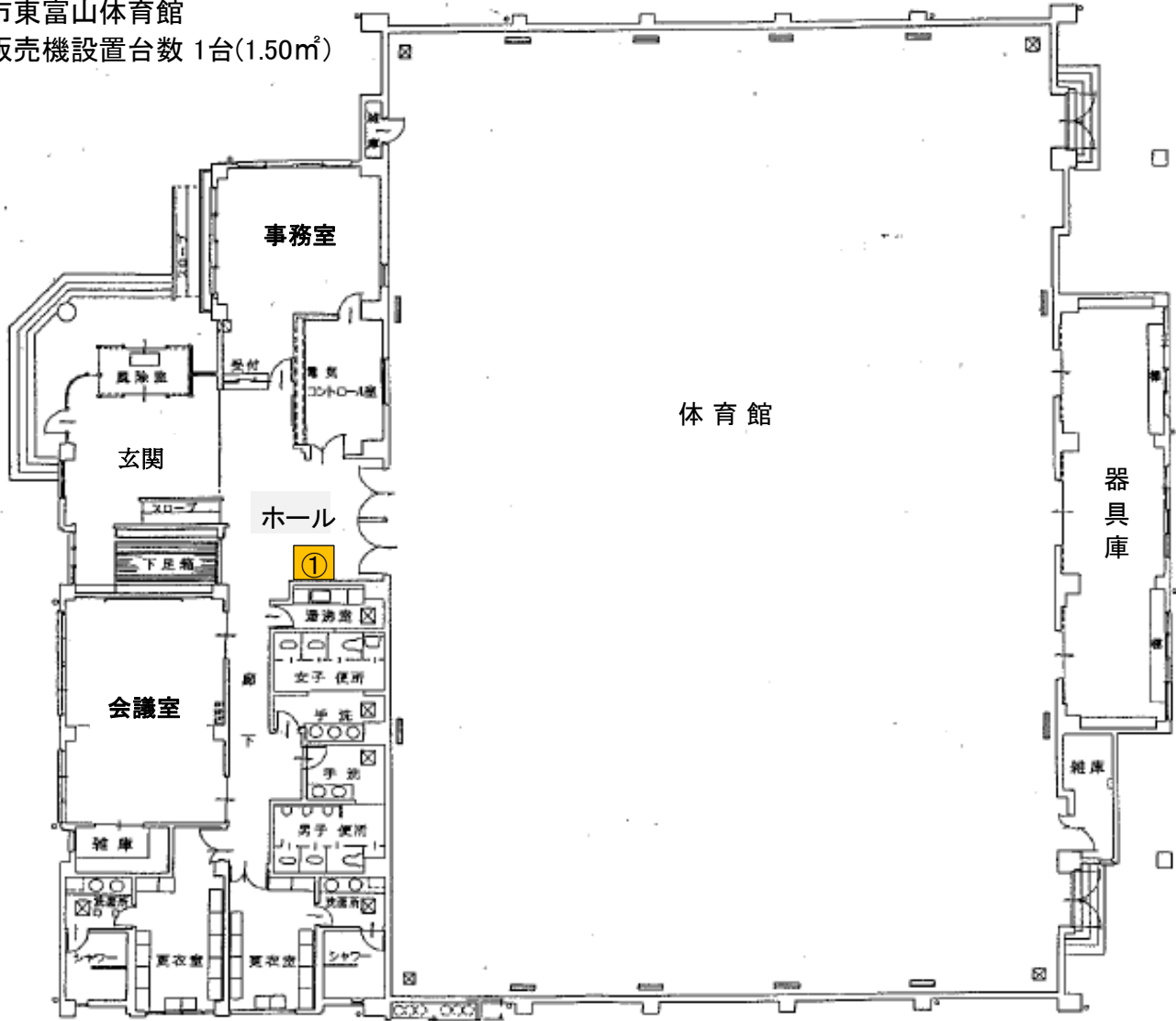
富山市大山社会体育館 設置台数1台(1.54㎡)



品名	数量	単位
自販機	1	台
ゴミ箱	1	個

自販機No.	メーカー	自販機使用面積 (㎡)	ゴミ箱使用面積 (㎡)	計 (㎡)	使用面積合計 (㎡)
①	キリン	1.12	0.42	1.54	1.54

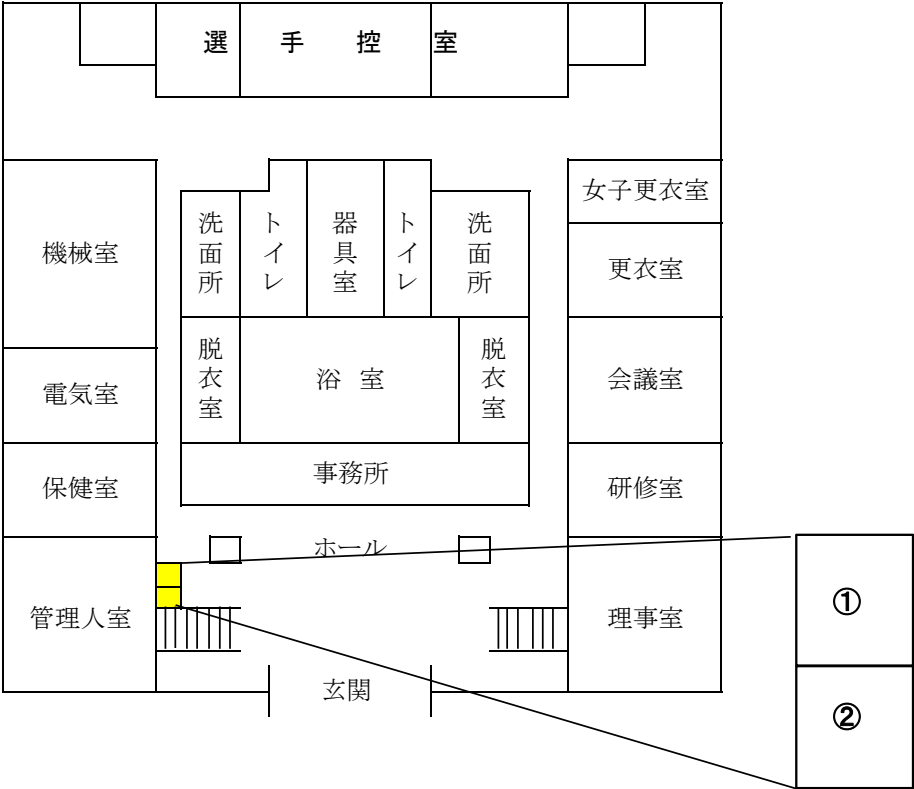
富山市東富山体育館
自動販売機設置台数 1台(1.50㎡)



自販機No.	メーカー	自販機使用面積(㎡)	ゴミ箱使用面積(㎡)	計(㎡)	使用面積合計(㎡)
①	アサヒ	1.08	0.42	1.50	1.50

富山武道館 1階見取図

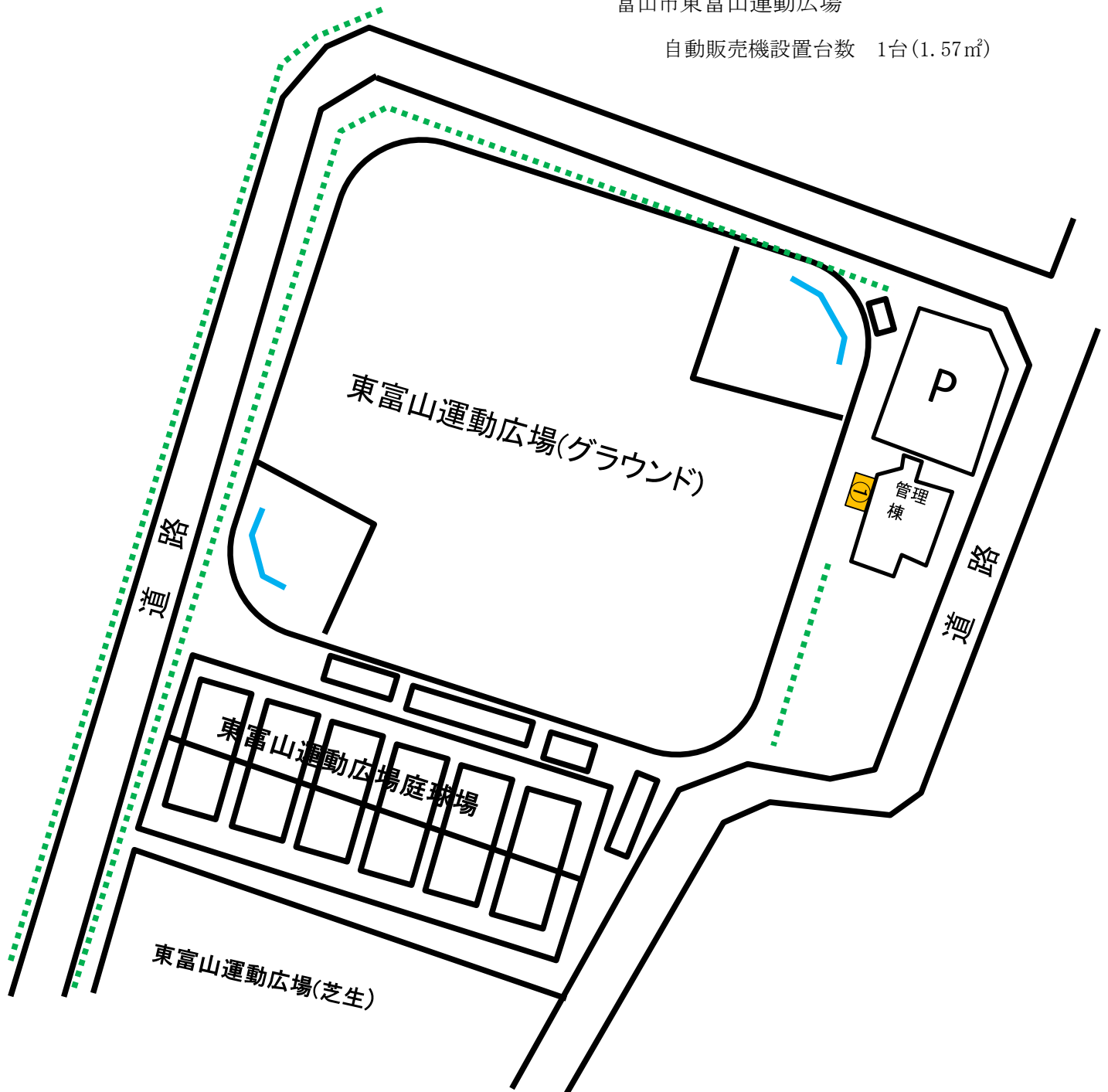
自動販売機設置台数 2台(2.21㎡)



自販機No.	メーカー	自販機使用面積(㎡)	ゴミ箱使用面積(㎡)	計(㎡)	使用面積合計(㎡)
①	大塚	0.78	0.21	0.99	2.12
②	キリン	0.92	0.21	1.13	

富山市東富山運動広場

自動販売機設置台数 1台 (1.57㎡)



自販機No.	メーカー	自販機使用面積 (㎡)	ゴミ箱使用面積 (㎡)	計 (㎡)	使用面積合計 (㎡)
①	サントリー	1.15	0.42	1.57	1.57

富山市体育協会自動販売機設置事業者選定 審査基準

審査（選定委員会審査）項目

審査項目	配点	内容
売上向上	30点	・取扱商品（売れ筋、健康志向、多様性など） ・販売方法（キャンペーン、季節商品など） ・自販機配置場所・配置台数など
手数料	30点	・商品一本当たりの手数料率（消費税を含む）
利便性向上等の付加価値	10点	・ユニバーサルデザイン、災害ベンダーなど ・AED搭載、Wi-Fi機能、ICカード対応など
環境保護等対策	10点	・ゴミの回収及び処分、周辺清掃対応など ・省エネ、ノンフロン機の導入
メンテナンス等	10点	・商品補充（欠品時含む） ・自動販売機故障対応、盗難対策など
スポーツ事業協力	10点	・当協会のスポーツ事業への協賛金や協賛品の提供など
計	100点	

- (1) 審査は、4名の審査員により実施し、各審査員の持ち点は100点とする。
- (2) 最高点数が400点満点の6割(240点)に届かない場合は、契約候補者と認めない。